

かき殻材を活用した漁協営藻場造成事業の実施について

1 要旨

広島かき生産対策協議会（事務局 広島県漁業協同組合連合会）と協議を進めていたかき殻材を活用した藻場造成について、深江漁業協同組合（江田島市大柿町）が主体となり事業実施することが決定したため、その内容を報告する。

2 現状・背景

(1) 藻場造成事業の概要

ア 事業主体

深江漁業協同組合（江田島市大柿町、代表理事組合長 桶口元武）

イ 事業個所

江田島市大柿町深江地先（図1）

ウ 計画工種・工事数量

藻場造成 10.4ha（潜堤設置工、浚渫土を用いた投入工）（図2）

エ 事業実施時期（計画）

令和6年度～令和16年度（かき殻材搬入期間は令和7年1～3月頃）

オ かき殻材の使用計画

潜堤設置にかかる地盤改良材（軟泥地盤の置換材）として、かき殻材 6.9万m³を山砂の代替として使用。

使用するかき殻材は、かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領（昭和55年制定、農林水産局长等）に基づき、一定期間海中堆積され、有機物処理等の行われたものを用いる。

カ その他

浚渫土砂の受入れ協力により、深江漁協の工事費負担はない。



図1 事業個所

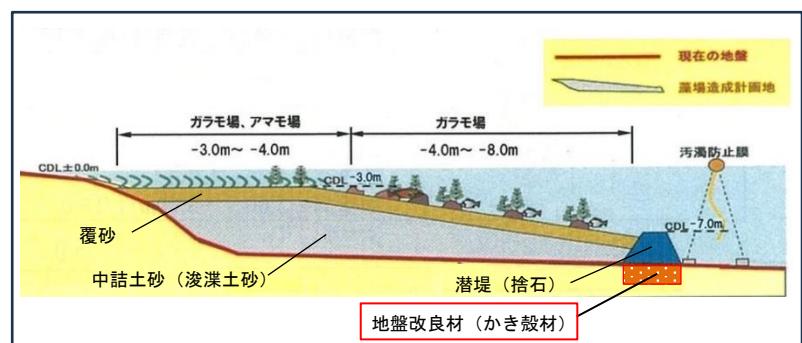


図2 断面イメージ図

(2) 本県の対応

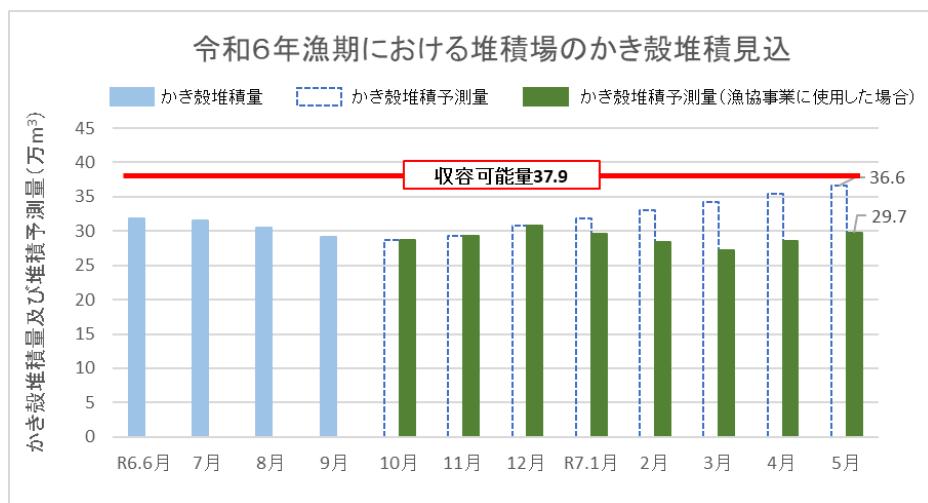
関係局（農林水産局、土木建築局、環境県民局）の協議のもと、上記の「かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領」について、藻場造成時の地盤改良材としてかき殻材を使用する場合の規定等を追加する改正を行った。

また、広島の海の管理に関する条例に基づく海域の占用について、事業主体に対し占用許可を行った。

3 今後の対応

かき殻加工メーカーからの聞き取りによると、令和6年9月末時点でのかき殻堆積量は約29.0万m³であり、収容可能容量約37.9万m³（江波地区一時保管場所を含む。）に対し、約8.9万m³の余裕がある。

令和7年5月末時点でのかき殻の堆積量は、本事業実施後は約29.7万m³となる見込（未実施の場合は約36.6万m³）であり、これまで県として様々な有効活用策の検討を進めてきた中で、一定の成果が得られたと考えている。



県としては、引き続き、かき殻有効活用対策推進事業の実施により、漁場の環境改善への活用検討を進めるほか、かき殻利用にかかる民間企業等からの問合せに対し、かき殻加工業者へのマッチングを進めるとともに、新たな用途拡大に向けた事業化を検討する。